

令和5年1月10日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

株式会社青山運送 羽咋郡志賀町小室2-15

2 指名停止期間

令和5年1月10日 から 令和5年1月23日 まで（2週間）

3 指名停止事由

令和4年12月29日、中能登土木総合事務所発注の「二級河川 親右エ門谷川 広域河川改修工事」において、伐木の搬出作業のため重機（バックホウ）を移動させたところ、前方にいた作業員に気づかず接触し、作業員が骨盤等を骨折した。

七尾労働基準監督署は、令和5年1月4日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（工事関係者事故） 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 新田
内 線 5023
外 線 076-225-1712